食品表示に関する相談対応について

平成27年4月から食品表示法が施行され、事業者等からの食品表示に関する相談について、相談窓口を食品安全対策室に一元化し対応している。

1 食品表示の構成

(1) 品質事項 (JAS法由来の事項)

名称、原材料名、内容量又は固形量及び内容総量、食品関連事業者、 遺伝子組換え食品、原料原産地名、原産国名、特色ある原材料など

(2) 衛生事項(食品衛生法由来の事項)

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所名、アレルゲン、 遺伝子組換え食品、放射線照射など

(3) 保健事項 (健康増進法由来の事項)

栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの量)及び熱量、 特定保健用食品、機能性表示食品など

2 相談件数 (7月末時点)

年度	合計	内訳			
		品質事項	衛生事項	保健事項	その他
H28	254	115	109	54	74
	(518)	(198)	(153)	(78)	(89)
(参考)	177	91	68	37	62
H27 同期	(348)	(124)	(104)	(50)	(70)
H27 通年	627	308	244	87	215
	(1336)	(422)	(338)	(110)	(466)

注)かっこ内は相談項目数

3 普及啓発

(1) 事業者向け

食品表示法の概要について、食品衛生協会が実施している食品衛生責任者研修会のテキストに掲載した。

(2)消費者向け

県政出前講座に「適正な食品表示による安心確保」をテーマとして設定 し、食品表示制度について依頼に応じて説明を行うこととしている。